

件名	愛媛県食の安全安心推進条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>食品の安全性及び食品に対する安心感の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、食の安全安心のための施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が健康で安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、この条例を制定するものである。</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条 - 第10条）</p> <p>目的、定義、基本理念、県の責務、食品関連事業者の責務、県民の役割、国等との連携等、環境に及ぼす影響への配慮、財政上の措置、施策の実施状況の報告及び公表</p> <p>第2章 施策の基本となる事項（第11条 - 第21条）</p> <p>推進計画の策定、推進体制等の整備、食品等供給行程の監視等及びその体制の整備、安全な食品等の生産及び供給の促進、自主的な衛生管理の促進、食品表示制度の適切な運用の確保等、情報公開・情報の共有及び相互理解の促進、県民の意見の反映、調査研究等の推進等、人材の確保及び育成、教育及び学習の振興等</p> <p>第3章 施策の推進（第22条 - 第26条）</p> <p>自主回収報告制度、自主回収の公表等、自主回収への協力、危害情報の申出、顕彰の実施</p> <p>第4章 愛媛県食の安全安心推進県民会議（第27条）</p> <p>第5章 雑則（第28条）</p> <p>附則</p>	
施行日	平成21年4月1日 (ただし、第22条、第23条、第25条の規定は、平成21年10月1日から)